## 地元関係者の意見とりまとめの経緯

## 1 センターによる地元関係者への説明

- ・平成20年から、(公財) 鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。) は、計画策定の段階から関係住民への説明等を行いながら、処分場整備計画を進め、事業計画を策定。
- ・平成28年11月末、センターは米子市淀江町地内での産業廃棄物管理型処分場整備計画に関し、 県廃棄物処理施設設置手続条例(以下「条例」という。)に基づく事業計画書及び周知計画 書を県に提出。
  - ※条例は廃棄物処理法第15条に基づく設置許可前に、事業者に関係住民への事前説明等を求めるものであり、今回の事業では最終処分場の敷地境界から500m以内の自治会等が対象。
- ・平成29年1月~2月、センターは関係住民に対し説明会等を開催し、その後、計2回にわたり 関係住民からの意見書の受付、見解書の作成・縦覧を実施。平成29年9月、合意形成状況を 取りまとめた条例に基づく実施状況報告書を県に提出。
  - ※平成29年3月に条例に基づき関係住民から提出された事業計画に関する意見書に対し、センターは平成29年6月に見解書を作成。また、平成29年7月に条例手続とは別に提出された再意見書に対し、平成29年8月に再見解書を作成。さらに、実施状況報告提出後の10月に再意見書の提出者から出された再々意見書に対し、センターは11月に文書で回答。

## 2 県廃棄物審議会での審議

- ・センターからの実施状況報告書の提出を受け、平成29年11月、県廃棄物審議会において、関係住民と事業者との合意形成状況について審議。県は審議結果を踏まえ、県は関係住民と事業者の合意不成立の判断。
- ・平成29年12月、合意不成立の判断結果を踏まえ、センター及び関係住民から条例に基づく意 見調整申出書が提出。

## 3 専門家会議の設置

- ・センターは条例に基づき、関係住民への説明会等を実施してきたが、同時に、条例対象外の 地元関係者へも説明会等を実施。
- ・条例では意見書提出が関係住民に限定されているが、関係住民以外からも事業計画に対する 意見や質問が要請書や抗議文、質問状等の形で県やセンターに寄せられている。
- ・また、地元米子市及び米子市議会からも、地元関係者に対する事業者の丁寧な対応を求める 意見書が提出されているところ。
- ・このため、条例で定める廃棄物審議会とは別の専門家会議において、地元関係者から出された法令基準そのものに対する不安や疑問等に係るセンターの見解等について、専門的、科学的見地から専門家による検討・評価を行い、基準設定の背景や考え方その他必要な事項について、専門家の見解等を求めることとしたもの。
- ・地元関係者からの意見は多岐にわたることから、意見のとりまとめにあたっては、条例手続開始後の平成28年11月末以降に提出された意見等のうち、法令基準そのものに対する不安や共通して見られる一般的な疑問等を抽出し、「法令基準等に対する不安等」と「一般的な質問等」について16種類の意見に集約した。